

日本商標更新手続きのご案内

① 更新手続きは、いつ行うべきですか？

日本の商標権の有効期間は、登録日から10年間です。引き続き商標権を保有したい場合は、登録日から10年間経過するまでに、更新を行うことが必要です。また、失念などにより前記期間中にできなかった場合は、期限満了後6カ月以内なら倍額の庁費用を払うことで手続きすることができます。上記期間内に適切に手続きがされなかった場合、商標権は有効期間満了日に消滅します。

(日本の商標権は、登録時に10年分または5年分の年金を納付しています；5年分納付の場合は、登録日から5年間経過するまでにさらに5年分を納付する必要がありますのでご注意ください。)

② 更新・分納手続きに、何が必要ですか？

A, 更新される日本商標の登録番号

B, 権利者の名称/住所 (請求書発行に使用します)

C, 更新に際して、10年分または5年分納付のどちらを選ぶか (③をご参照ください)

更新のご用命は、上記A, B, Cを添えて、support@china-ip.bizまでご連絡ください。

弊所にてA, B, Cを確認の上、確認書、請求書一式をお送りします。

ご確認いただき、費用入金の確認が取れ次第、原則当日か翌営業日に日本特許庁へ手続きします。

③ 更新手続きは、いくらかかりますか？

有効期限満了3日前までの案件は、事務所手数料20,000円+官庁費用38,800円/区分かかります。

それ以後で、有効期限満了後6カ月以内の案件は、事務所手数料20,000円+官庁費用77,600円/区分かかります。上記費用に10年分の庁費用が含まれています。

また、5年分納付の官庁費用22,600円/区分を選択することも可能です。5年分納付の場合は、事務所手数料20,000円+官庁費用22,600円/区分かかります。5年分納付を選択した場合、更新から5年以内にもう一度22,600円/区分の納付が必要です(納付時事務所手数料10,000円)。

事務所手数料には、別途消費税が加算されます。費用は、原則案件ごとの前払いとなります。

(継続的にご依頼いただく場合は、ご要望についてご相談ください。)

④ 更新手続きは、どのくらい時間がかかりますか？

日本特許庁へ手続・納付した後、原則手続当日夕方に庁提出書類のプルーフ(控え)をお送りします。

その後1カ月程度で、更新通知書(はがき)が特許庁から発行されます。更新通知書(はがき)については、スキャンにより電子化したものをお客様へ電子メールで送付します。紙ベースでの通知書の送付は個別のご要望がない場合原則いたしません。

以 上